

岡山県心身障害者扶養共済制度特別会計条例等を廃止する条例案要綱

担当課 総務部財政課

項 目	記 載 欄
案の内容	<p>次の条例を廃止する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 岡山県心身障害者扶養共済制度特別会計条例 2 岡山県農林水産総合センター農業研究所実験農場特別会計条例 3 岡山県就農支援資金貸付金特別会計条例 4 岡山県立高等学校実習経営特別会計条例
廃止理由	<p>事務の簡素化及び効率化を図るため、対象となる事業について会計を区分して経理する必要性が低下し、設置の意義が希薄となった特別会計を廃止する必要がある。</p>
案と予算措置との関係	<p>なし</p>
備 考	

岡山県心身障害者扶養共済制度特別会計条例等を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- 一 岡山県心身障害者扶養共済制度特別会計条例（昭和四十五年岡山県条例第十四号）
- 二 岡山県農林水産総合センター農業研究所実験農場特別会計条例（昭和四十二年岡山県条例第十五号）
- 三 岡山県就農支援資金貸付金特別会計条例（昭和三十九年岡山県条例第六号）
- 四 岡山県立高等学校実習経営特別会計条例（昭和三十九年岡山県条例第十五号）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による廃止前の岡山県心身障害者扶養共済制度特別会計条例に基づく岡山県心身障害者扶養共済制度特別会計、岡山県農林水産総合センター農業研究所実験農場特別会計に基づく岡山県農林水産総合センター農業研究所実験農場特別会計、岡山県就農支援資金貸付金特別会計条例に基づく岡山県就農支援資金貸付金特別会計及び岡山県立高等学校実習経営特別会計条例に基づく岡山県立高等学校実習経営特別会計（以下「旧特別会計」という。）は、平成二十四年五月三十一日までは、旧特別会計の出納整理に必要な限度において、なお存続するものとする。

廃止理由

事務の簡素化及び効率化を図るため、対象となる事業について会計を区分して経理する必要性が低下し、設置の意義が希薄となった特別会計を廃止する必要がある。